平成２２年（フ）第５４８９号
大阪府池田市呉服町12番16号
破産者　石川　晴久
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２５１号
大阪市天王寺区寺田町１丁目７番３号　グランアルシュ604号
破産者　髙萩　弘幸
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８１２号
大阪市淀川区新北野３丁目８番17―517号、開始決定時の住所大阪市淀川区三津屋中３丁目４番25号
破産者　福島　啓二
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８０７号
大阪市生野区中川２丁目14番27―401、開始決定時大阪市天王寺区清水谷町３―22ビューテラス清水谷503号
破産者　高山　弘司
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４０６号
堺市南区晴美台２丁９番12号
破産者　三木田惠美
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
宮城県多賀城市栄１丁目６番23号　ＳＩＤＥ23―202号、開始決定時の住所仙台市太白区中田町字二軒橋45―２
破産者　三浦　俊郎
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２５号
千葉県我孫子市泉２番７―405号、開始決定時の住所横浜市金沢区並木３丁目７番８―201号
破産者　松本　邦夫
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８８号
大阪府大阪市中央区南船場１丁目６番１―203号、開始決定時の住所神奈川県鎌倉市岡本1189番地４　鎌倉岡本ガーデンホームズ4022号
破産者　河村　匡彦
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１８７号
京都市南区東九条松田町６番地48、前住所京都市南区東九条中殿田町14番地６
破産者　前岡　範全
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
大阪府和泉市鶴山台２丁目２番30―207号、前住所大阪府和泉市王子町３丁目12番32号
破産者　新留　達也
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
大阪府泉佐野市上町１丁目11番30―305号、開始決定時の住所大阪府泉南市信達市場1548番地の２
破産者　桝野　辰矢
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
鳥取県鳥取市浜坂東１丁目21番23号
破産者　野村　敏夫
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９０号
香川県高松市高松町3002番地ライディングラン201号
破産者　沖　　成正
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２２３号
高知市種崎66番地
破産者　鍋島　　隆
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８９号
高知市高須３丁目29番18号、申立時の住所高知市高須３丁目29番２―４　吉岡コーポ３階301号室
破産者　横山　陽子
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１６５号
神奈川県相模原市中央区千代田６丁目12番16号株式会社小泉相模相模北営業所２Ｆ、開始決定時の住所北九州市小倉北区足立１丁目11番３―302号
破産者　小袋　俊也
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部